

学校法人高山短期大学 役員名簿

令和3年4月1日現在

理事名簿

氏名	備考
坂井 歩	学長 ※
前田 克郎	理事長 ※
吉島 茂	理事 ※
菅沼 義一	〃 ※
高村 光男	〃
有巢 秀司	〃
和井田 俣生	〃
村山 智子	〃
野尻 修二	監事
谷口 裕典	〃

8

評議員名簿

氏名	備考
前田 克郎	理事長 ※
中村 妙子	※
高村 光男	兼理事
岡田 廣志	
小屋垣内 喜芳	
藤田 和孝	
朝戸 秀臣	
高村 正勝	
有巢 秀司	兼理事
和井田 俣生	兼理事
折敷地 淳	
細尾 晃	
畑中 克己	
住 公人	
直井 宏文	
坂井 歩	学長 ※
菅沼 義一	※
中村 宜裕	※
平塚 純子	※

19

※ 学内

学校法人高山短期大学 特別職報酬手当支給規程

第1条 この規程は、学校法人高山短期大学特別職の、特別報酬手当に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において、特別職とは次のものをいう。

(1) 理事長、副理事長、常務理事、常勤理事、非常勤理事、監事

(2) 学長、学長相談役、事務局長、顧問、参与、附属幼稚園長

第3条 特別報酬手当は、社会的水準、法人の支払能力を考慮して公正に決定する。

第4条 特別報酬手当は、別に定める。

第5条 会議等の出席者（非常勤特別職）に、日当 10,000 円を支給する。

なお、評議員に、日当 5,000 円を支給する。

2 遠距離からの出席者に対する交通費は、鉄道運賃の実費（グリーン料金含まず）を支給する。

第6条 監査に対する手当は、日当 15,000 円とする。

2 特別監査手当は、第1項に準ずる。

第7条 この規程の実施について、必要な事項は理事長が定める。

※別 表

下記報酬を上限として支払うものとする。

(単位：円)

職 名	内 訳	報 酬 手 当
理 事 長	年 額	7,200,000
常 務 理 事	〃	4,200,000
副 理 事 長	〃	240,000
学 長	〃	2,400,000
そ の 他 の 理 事	〃	120,000
常 勤 監 事	〃	480,000
監 事	〃	120,000